



令和6年度 函館市指定障害福祉サービス事業者等集団指導

事前質問への回答



Q 1

『従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修および訓練を定期的に実施し講じなければならない。』とありますが，

- ・「研修」と「訓練」は明確に別けて行う必要がありますか。また，「定期的」とは，例えば年1回など，具体的な頻度はあるのでしょうか。
- ・「感染症」と「非常災害」を明確に別けて行う必要がありますか。

A 1

- ・ ご質問内容について、明確に規定されているものではありません。
- ・ 研修等については、年1回以上の開催で足りるものと考えます。
- ・ 研修と訓練を同時に行うか、感染症と非常災害を分けて研修するか、については、各事業所の事情に合わせて判断していただいで構いません。

Q 2

令和 7 年度から義務化となる「地域連携推進会議」について、

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容には、『地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける』、『※外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。』とあります。

自治体によっては、福祉サービス第三者評価を受審し、結果を公表することで適用しないところもあるようですが、函館市では、同様の定めはありますか。

現時点で定めがない場合に、今後、定める予定はありますか。

A 2

- ・福祉サービス第三者評価については、他自治体同様の規定は現在ございません。今後については、他都市の状況を見ながら、調査研究してまいります。

※ 福祉サービス第三者評価とは

事業者の提供する福祉サービスの質を公正中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行い、サービスの質の向上を図るとともに、利用者の適切なサービスの選択に資するための情報を提供することを目的として実施

北海道が評価機関を認証している。

Q 3 - 1

資料5 9 ページ 6 勤務体制の基本について【参考例3】定員超過、児童指導員等加配加算あり

解説にある「水曜日は、利用者が11名で定員超過のため、人員基準の必要人数は3名となり、Cさんは加配要員としてカウントされません。」とあるのは、配置すべき必要人数はAさん、Bさんの2名では足りず、児童指導員等加配加算算定のため、当該水曜日に常勤で配置されたCさんを含めた3名が人員基準上必要となる（そもそも、常勤で配置されたCさんがお休みであったら2名となるため配置すべき人員基準違反となる）ため、児童指導員等加配加算は算定できないという理解でよろしいでしょうか。

Q 3 - 2

資料5 9 ページ 6 勤務体制の基本について【参考例3】定員超過、児童指導員当加配加算あり

児童指導員等加配加算算定のためには、常勤換算で1人の児童指導員等加配加算の加配要員を配置するほかに、人員基準で配置すべき必要人数（【参考例3】では3名）を配置すれば算定可能。そしてこれに加えて、専門的支援体制加算をも算定するのであれば、さらに、常勤換算で1人の専門的支援体制加算の加配要員を配置する必要があるという理解でよろしいのでしょうか。

A 3－1 & 3－2

参考例 3 は人員配置基準についての考え方をお示しした資料となりますので、 3－1 および 3－2 について、人員配置の考え方についてはお見込みのとおりです。

加算の考え方については、参考例 3 の次ページ「7」でもお示しましたが、1 日ごとではなく、1 週間ごとの判断となります。

Q 3 - 3

資料5 9 ページ 6 勤務体制の基本について【参考例3】定員超過、児童指導員当加配加算あり

例えば、常勤専従の職員を4名配置して児童指導員等加配加算・専門的支援体制加算の両方を算定している場合、利用児童数が11名以上15名以下になると基準人員で3名の配置が必要なので、児童指導員等加配加算は算定できるが専門的支援体制加算は算定できないという理解でよろしいでしょうか。

A 3 - 3

基準人員に加え，児童指導員等加配加算および専門的支援体制加算の要件を満たす職員が常勤換算で1以上配置されている場合は，どちらかひとつの加算を算定。

児童指導員等加配加算の要件・・・

「児童発達支援給付費の算定に必要とする員数（専門的支援体制加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要なとなる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置」（留意事項通知）

専門的支援体制加算の要件・・・

児童指導員等加配加算の（ ）内が児童指導員等加配加算に変わります。

Q 4

【資料 5 の 7、児童指導員等加配加算について(補足)】の中で、
※加算算定の可否は1週間ごとに行う。とあるが、有給休暇等で1週間を通して常勤換算で1人に満たない場合、当該1週間についての請求処理の手順と体制届の要否について伺いたい。

A 4

- ・報酬請求時に，当該 1 週間については児童指導員等加配加算を算定せずに請求することとなります。
- ・体制届については，児童指導員等加配加算の要件を歴月で 1 ヶ月以上満たすことができない場合に，提出くださいますようお願いいたします。

まとめ

本日の説明で質問が生じた場合は、
当課へメールにてお問い合わせください。

